

2025年度 外傷診療施設機能評価申請の手引き (新規申請)

一般社団法人日本外傷学会
代表理事 渡部広明

外傷診療機能評価の認定を申請する医療機関は、以下の注意点を熟読し、申請書類を作成して下さい。申請書類はホームページよりダウンロードし、プリントアウトしたものととも電子媒体（CD もしくは USB などに保存して提出）として別に提出して下さい。

1. 提出する書類（正本1通）

- 1) 申請書（書式1）
- 2) 外傷診療施設機能評価制度 評価項目表（書式2、エクセル表）
- 3) 証明書類等
- 4) 審査料の振込用紙の控えのコピー
- 5) 日本外傷データベースの施設データ（2022年1月1日～2024年12月31日）

2. 申請期間

2025年8月4日～同年10月15日

3. 書類送付に際して

- 1) 追跡機能のある書留郵便、レターパック、宅配便等を使用すること。
- 2) 申請代表者のあて名書きされたハガキを同封のこと。
- 3) 上記提出書類のデータを保存した電子媒体を同封のこと。
- 4) 認定審査料40,000円を下記の口座に振り込み、振込用紙の控えのコピーを同封のこと（認定審査料にはサイトビジットの審査員派遣費用を含む）
- 5) 再審査の場合は、認定審査料の納付は必要ありません。

※認定登録料は、20,000円

振込先：銀行名：三菱UFJ銀行（江戸川橋支店[店番060]）

口座番号：普通1214504

口座名義：一般社団法人 日本外傷学会

- 6) 送付先は「〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F
（株）春恒社内 日本外傷学会事務局 外傷診療施設評価委員会宛」

4. 作成の注意点

- 1) 症例の申請は、**2022年1月1日から2024年12月31日まで**の期間に入院加療（初療手術例を含む）を要した症例を使用すること。なお、年間の件数等を記載する項目においては、2024年1月1日から2024年12月31日までのものを記載すること。また、申請時に各項目の要件を満たしている場合は「あり」として申請すること。別途期間が指定のある項目はそれに従うこと。また、施設の職員数を評価する際には、申請日時点における数値を記載する。
- 2) 年は全て西暦で記入のこと。
- 3) 書式2：「外傷診療施設機能評価制度 評価項目表」の必要入力部に記載をして提出すること。
- 4) 「資料2：外傷診療施設機能評価制度 評価項目の評価基準の解釈」を参照して記載すること。薄緑のセル内に必要事項を入力して申請する。なお、薄緑のセルはすべて入力すること。
- 5) 書式2の記入に当たり、資料2に記載した証明書類は、PDFファイルとしてCD-Rなどの電子媒体に保存して提出すること。なお、このファイル名は、資料2にある評価項目番号とその内容（例、I-(2)-5 ブリーフィング記録）とすること。
- 6) 書式2に記載した外傷症例データ（日本外傷データバンクデータ）は、下記のURLの手順に沿って各施設で申請し、データをCD-R等の電子媒体に保存して提出すること。**申請期間外の症例は削除すること。ただし、登録の各項目は編集および削除しないこと。このファイルの内容からサイトビジットの際にいくつかの症例の検証（カルテやコーディングシートなどを参照して適切なコーディングや登録ができているかを検証）を行います。**

[URL:https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6](https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/data-export%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6)

以上